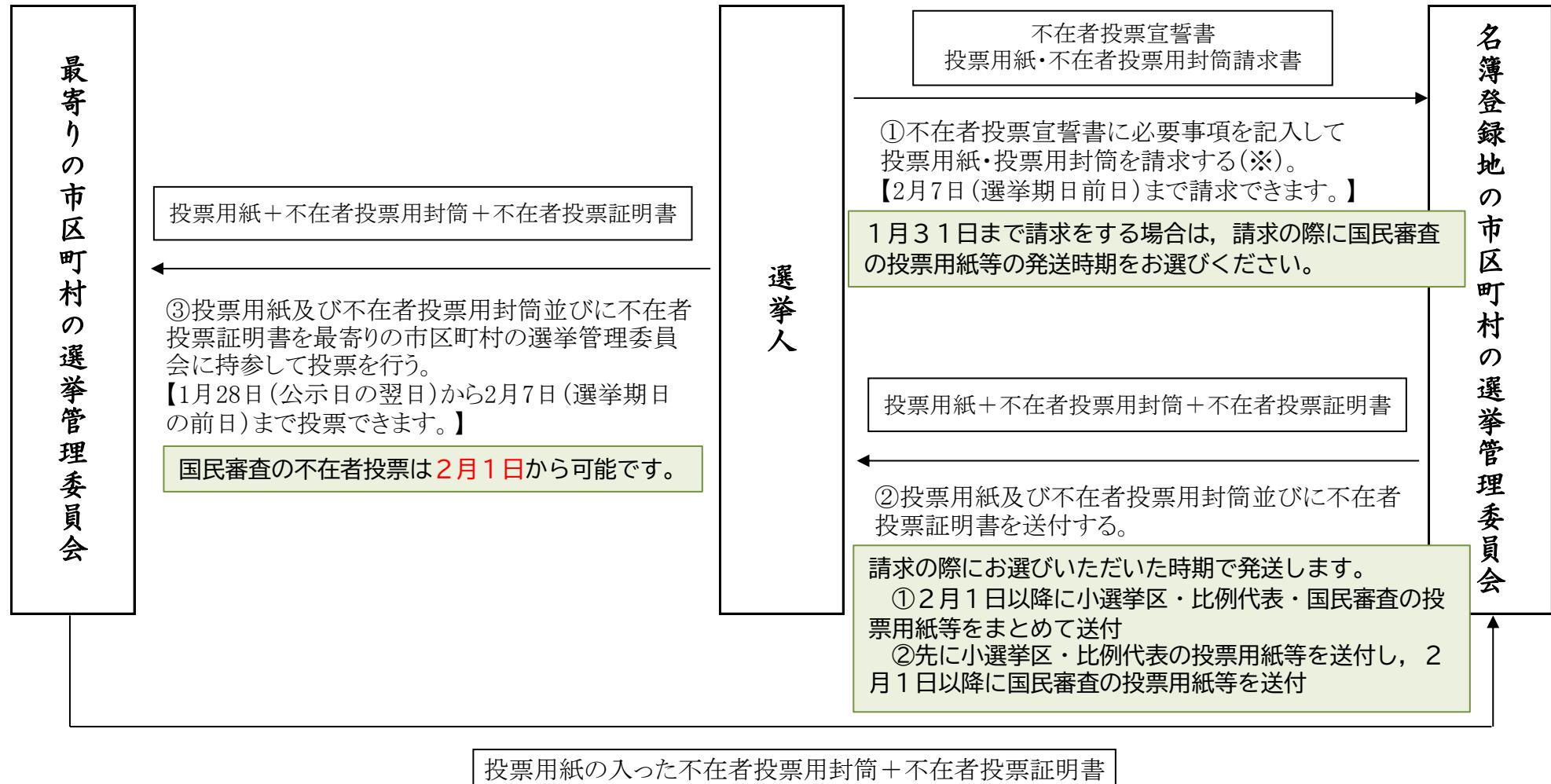


## 名簿登録地以外（滞在地）の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の流れ



※ 投票用紙・投票用封筒は、**選挙の期日の前日まで直接又は郵便等にて請求することができます**（公職選挙法施行令第50条第1項）。

ただし、郵送等に日数を要することから、できるだけお早めに請求し、投票してください。

※ いばらき電子申請・届出サービスからも請求することができます。（事前に個人番号カードの準備が必要です。）